令和 8 年 10 月改訂

横浜美術館　貸ロッカーおよび傘立て使用約款

横浜美術館（以下「当館」という。）における貸ロッカーおよび傘立てのご使用については、本約款の定めるところによります。なお、ご使用の際はあらかじめ貸ロッカーおよび傘立ての状態をご確認のうえご使用ください。

第 1 条（適用範囲）

本約款は、横浜美術館内に設置されているすべての貸ロッカーおよび傘立て（以下「本設備」という。）に適用されます。また、サイズや形状により本設備に収容できず、総合案内に預けた物品についても、適用できる規定（免責、引取期限等）を準用する。

第 2 条（使用時間）

本設備の使用時間は、原則として本設備が設置されている各施設の開館（開室）時間内とします。

第 3 条（使用料金）

1．本設備の使用料金は無料とします。

2．貸ロッカーをご使用の際は、100 円硬貨を施錠装置に投入してください。投入された硬貨は解錠時に返却されます。

第 4 条（使用の制限）

本設備に「故障中」等の表示がある場合は、当該ロッカーまたは傘立てを使用することはできません。

第 5 条（貸ロッカーの使用目的）

貸ロッカーは、当館の来館者が携帯品を一時的に保管することを目的として貸し出すものです。

第 6 条（貸ロッカーへの収容禁止品）

次の各号に掲げる物品は、貸ロッカーに収容することができません。

(1) 現金、有価証券類、貴重品（重要書類、美術品、精密機器等を含む）
(2) 動物、植物その他生物
(3) 揮発性もしくは毒性のある物品、または爆発物等の危険物
(4) 銃砲・刀剣類その他犯罪に使用されるおそれのあるもの、および法令等により所持・携帯が禁止されているもの
(5) 盗品その他犯罪により得られたもの
(6) 遺体・遺骨

(7) 悪臭・異臭を発するもの、不潔なもの、腐敗・変質しやすいもの、またはロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの
(8) その他、管理・保管に適さないと当館が認めるもの

第７条（傘立ての使用目的および収容禁止品）

傘立ては、当館の来館者が一時的に傘（日傘を含む）を保管することを目的として設置されています。杖、手提げ袋、危険物等、傘以外の物品を傘立てに保管することはできません。

第８条（当館による解錠・点検および緊急措置）

当館は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用時間中であっても本設備を解錠・点検し、収容品の廃棄、別所保管その他必要な措置を講じることができます。

(1) 収容品が第６条および第７条に規定する収容禁止品に該当する、またはその疑いがあると判断した場合
(2) 危険物や犯罪関連品の収容が疑われる等、使用者および来館者の生命・身体・財産に危害が及ぶおそれがある場合
(3) 裁判所、警察その他の関係公務所から捜査、差押えまたは証拠品提出等の要請・命令を受けた場合

第９条（使用時間経過後の措置および保管・処分）

１．第２条に規定する使用時間を超えても取り出されない収容品（貸ロッカー内に残置された 100 円硬貨を含む。以下同じ）は、当館において解錠のうえ回収します。
２．回収した収容品は、内容物を確認した後、拾得物扱いとし「横浜美術館拾得物取扱要領」に基づき保管します。
３．保管期間は「横浜美術館拾得物取扱要領」の通りとします。ただし、次の各号に掲げるものは例外とします。
(1) 飲食物：消費・賞味期限を保管期間とします。期限の記載がない、または特別な設備・方法・経費を要する物品の場合は、当館が性状等を確認のうえ、衛生上の観点から保管期間を判断（早期廃棄を含む）します。
(2) 特定の有効期日があるもの：当該有効期日までとします。
４．収容品が第６条および第７条に規定する収容禁止品に該当する場合は、前項の保管期間にかかわらず、当館において直ちに廃棄その他の適宜な措置をとることがあります。
５．保管にあたり、特別な設備・方法・経費を要する物品について変質・腐敗・滅失等の損害が生じた場合、当館はその責を負いません。
６．保管期間を経過しても収容品の引き取りがない場合、使用者は当該物品に対する所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当館において処分または警察署等への届出を行います。

第 10 条（収容品の引き取り手続き）

1．保管中の収容品を引き取る際は、係員に申し出たうえで、次の手続きを行ってください。

(1) 当該設備の鍵（鍵付きの場合）の所持、または収容品の特徴の申告

(2) 本人確認書類（身分証明書等）の提示

(3) 当館所定の受領書の記入

2．貸ロッカー内に残置されていた 100 円硬貨は、引き取り時に返却します。

第 11 条（鍵の管理および紛失）

1．鍵は、施錠後、使用者が自己の責任において厳重に保管してください。

2．鍵を紛失した場合は、速やかに係員にお申し出ください。収容品が申告された特徴と一致し、本人確認が完了した後に物品をお渡しします。

3．使用者が鍵を紛失・破損した場合は、鍵およびシリンダー等の交換・修理実費をご負担いただきます。

第 12 条（使用者の損害賠償責任）

使用者が、本約款に違反したこと、または自己の責に帰すべき事由により本設備を破損した場合、ならびに当館または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第 13 条（当館の免責および責任の制限）

1．次の各号に起因して収容品に滅失・毀損・盗難等の損害が生じた場合、当館はその責任を負いません。

(1) 第６条および第７条に違反して収容禁止品を収容した場合

(2) 保管に特別な環境・設備等を要する物品を収容した場合

(3) 使用者による鍵の紛失、盗難、誤施錠、または第三者による不正解錠が生じた場合

(4) 「故障中」等の表示がある設備を使用した場合

(5) 関係公務所による差押え等の公権力の行使による場合

(6) 天災地変その他不可抗力による場合

(7) その他、当館の責に帰さない事由による場合

2．当館の責に帰すべき事由により収容品に損害が生じた場合、当館が賠償する限度額は**金３万円**を上限とします。ただし、当館に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

3．第８条および第９条に基づき当館が講じた解錠・保管・廃棄等の措置により生じた損害についても、前２項の規定を準用します。

第 14 条（お問い合わせ窓口）

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目４番１号

横浜美術館 経営管理グループ